

そうしたこといろいろ調査したが、福生市においてはひとり暮らしの老人というものがいろいろな点におきまして都市部・区部よりもまだまだめぐまれているということかみられるわけでございます。私どもといたしましてはひとり暮らしの老人につきましては最も意を用いているわけでございますが、なかなか問題がございましておずかしいわけでございますが、今後の対策等につきまして若干ふれてみたいと思います。

老人家庭奉仕員、これは低所得者を対象といたしまして家庭訪問をしているわけですが、昨年までは一名でした。今年四月から二名に増員したわけでございます。したがって先ほどの十八名が生活保護家庭であるということになっておりますが、これを重点的に訪問させておる次第でございます。一名の老人家庭奉仕員が週二回、少し体の具合が悪く悪いものについては一日おきぐらゐに訪問をさせております。

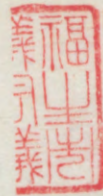


それからこの老人家庭奉仕員の訪問からもれた者もいるわけでございます。その方につきましてはこれも予算等がともなうわけでございますが、東京都と市町村が一体となり家政婦の派遣事業をはじめることになっております。この件については新聞・テレビ等でご存知であると思いますが、今年の十月からいわゆる低所得者の老人家庭奉仕員から除外されている方を月に四回、一週間に一回ぐらゐ家政婦を派遣しようという計画をもっております。

それから訪問電話についても六十五才以上のひとり暮らしの老人について一度にやることは困難でございますので、東京におきましては五年計画をもちまして遂次設置しようという計画になっております。これも東京都の補助が二分の一でございますが、この点もいろいろ問題がございまして工事費とか加入料、基本料金、通話料、これは一日のうち朝晩の二回でございますが、この通話料を負担しようということでは市がもつようになると思いますが、この

電話をそれでは誰が受けるかという問題もあるわけでございます。この点は現在福生に老人相談員二名おりますのでこの方にお願いいたしまして設置した場合に朝晩に安否をたしかめ、あるいはなぐさめたいと思っておりますが、これもやはり十月から実施をする予定であります。したがって九月定例会に補正予算あるいは設置台数も一度にということは困難です。のでやはり五年計画を立てていきたいと考えております。

それから老人の友愛訪問ということも考えられておるわけでございます。ひとり暮らしの老人についてはほんとうの奉仕活動ということを考えているわけでございますが、これも十月からでございます。ただこれを引き受ける人がおるかどうかという問題にもなるわけでございます。この奉仕員の関係は身分もともなうわけでございますが、例えば高校生でも家庭の主婦でもけっこうなこと、ひとり暮らしの老人の近所にできればお願いいたしましてそういう



制度をやっていきたいと考えておるわけでございます。

以上の四点のうち三点は新規事業となるわけでございますが、これらは予算関係もともなうわけでございます。ので、次回に補正予算等を計上いたしましてご審議をいただいてから実施していきたいと考えております。

○二十番(宮沢良一君) 市長からの答弁も老人対策について全面的に運動をおこしていこうということですが、大変たのしい答弁ですが、やはり言葉だけでなく都においても国に先がけてやっている現状であります。やはり福生市から身近な問題を先がけて、そして全国的な運動をおこしていくという態度で進んでいただきたいと思います。

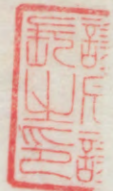
それから所長にお尋ねいたしますが、インターホンということでなく福祉電話を設置するということだと思っておりますが、もう一つは六十五才以上の老人は年一回健康診断をするように各市町村に義務付けられていると思っておりますが、それはどのようなにやっているのか、又寝たきり老人に対し訪問診断を

されてゐるかどうが、この点をお尋ねいたします。

○福祉事務所長(木村 猛君) 老人の健康診断は老人福祉法というのは環境保全課の関係になるわけですが、私どもの福祉会館を利用する者は六十五才以上ですが、福祉会館を利用した方につきましては私どもの嘱託医があるわけですが、月一回無料の健康診断を実施しております。これは社会福祉協議会が主となってやっているわけですがこれは好評を得ておりまして、これが老人福祉法で健康診断にかわるべきものといえると思います。

それから寝たきり老人に対する健康診断ですが、私ども老人福祉手当の支給でいろいろ調べてみますとほとんどが医師にかかっているということ、なお金銭の面でございますが六十五才以上の寝たきり老人はほとんどが障害者でございまして、老人医療証が発行されておりますので、本人負担分は全部無料となっております。

○二十番(宮沢良一君) 私が先ほど二三例をあげましたが、福祉の



春とはうらはらのようなことがおきないうちに手がうつてあるということをお願いしまして私は安心をいたしました。福祉関係はこれでいいということはないわけでございます。なかなか大変なことはわかっておりますが、人員が不足して手がゆきとどかないということならば増員して、一目も早くあたたかい手をさしのべて、どうか心のかよった行政を福生市においてはとっていただきたいことを要望し、市長を信頼いたします。私の一般質問を終らせていただきます。

○議長(石川信義君) 次に十番 松山 清君

(十番 松山 清君 登壇)

○十番(松山 清君) 一点だけ一般質問をさせていただきます。学童保育所の施設について質問いたします。

市内には現在ご存知のように四ヶ所の学童保育所があり、放課後から午後五時まで楽しく過ごしている。次女は大変けっこうな事だと思えます。しかし福生で最初に開設した二小の学童保育所、通称タンポポクラブにおきましては

プレハブ造りのため開設後数年のうちに老朽化して
いると思います。当時のプレハブ造りの技術的な問題も
あるかとは思いますが、やはり補修等定期的に手を加
えなければならぬのではないかと考えます。

他の学童保育所と比べれば一目瞭然のことでしょう。
今年からタンポポクラブに入った子供たちが私の近所にも
何人かおりますが、この親たちの話を聞きますと、いずれ
も改善してほしいということと話されております。

具体的に二・三例をあげてみしても、窓のとり付け部分
等は全体的にすき間があり、雨降るとふき込んでしまふ。

又窓もはずれやすかったり鍵が使えなくなっているという
状態になっております。あるいは庭にすぐ床がついているために
砂が入りやすく、畳もだいぶいたんでいるように思えます。

古いプレハブのため夏はかなり室温も高くなるとも聞いて
おります。雨もり等については昨年修理したそうですが、
全体的にみたところでは相当修理するとか、あるいは一そう

のこと改築をしなければならぬのではないかと私は考え
ております。この点について理事者の考えをお尋ねいたし
ます。

次に備品の充実についてですが、これも二・三の例になりま
すが、五小・六小の学童保育所には救急用のふとんが備え
てありますが、二小・三小には備えられておりません。プレ
ーヤも同じように備えられておらないようであります。
タンポポクラブの子供の椅子等を見ましてもいたんでいる
ものがかなりみられます。これはほんの二・三の例ですが、
私は学童保育所が四ヶ所に設置されていることは、はた
く母親にとって大変よろこばれており非常にけっこうだ
と思いますが、その施設または備品等についても理事者と
して十分気を配り、よりよいものにしていくように努力を願
いたいと思います。

以上の施設の改善等について具体的に答弁を願いた
いと思います。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) ご答弁を申しあげます。

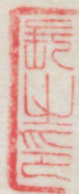
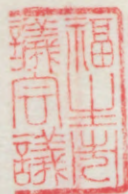
第二小学校の学童保育所の建物は昭和四十三年に建設したものでございますが、プレハブは耐用年数十年でございまして、あと五年ばかり残っております。でございますので、他の学童保育所のプレハブより~~も~~大体悪いものでございまして、耐年数も残っておりますので建て替へえということとはなかなかできないと思ひます。したがいましめて具合の悪い所は修理ということになると思ひます。又備品につきましても他にはあつてそこにはないとか教材等が不足しているということならば当然補ななければいけませんけれども、そういう点につきまして福祉事務所長からご答弁を申しあげますのでよろしくお聞きとり願ひたいと思ひます。

○福祉事務所長(森田猛君) 松山議員さんのご質問にご答弁を申しあげます。

建物についてはただ今市長から説明があつたわけですが、当時建てたプレハブでございしますので窓わく等はいたんでいふということもあるわけでございしますが、これらについては至急に調査をいたしまして改善をしたいと思ひております。

なお備品等についてはいろいろ調査をしたわけでございますが、一例をあげますと二小の学童保育所には四十三個の椅子がありますが、破損をしているのは二個で、定員が四十名となつておりますのでまだ十分間にあつていふと、備品台帳に登さいされておる薬品についても指導員から請求があつた場合には補充しているわけでございます。

それからプレーヤーの関係でございますが、各保育所で平等でなければいけないということになっておりますが、何しろ最初に造つた建物であり、備品につきましても五年経過してありますので老朽したものもあるかと思ひますが、一応学童保育は福生市の社会福祉協議会に業務



を委託してあり、備品等につきましてさらに社会福祉協議会を通じまして調査をし、ないものとか老朽化して使えないものにつきましては早急に対処していききたいと考えております。

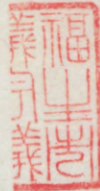
○十番(松山清君)

市長、所長から答弁がありました。

至急に改善するということでありますけれども、これは是非やっていたきたいと思う。私が見てきたものを申しあげてあるわけで、そういう点では一例をあげたのはわずかな問題でございますので所長も忙しいと思いますけれども是非いつていただいて十分調査をしていただきたいと思ひます。

たしかに運営等については社会福祉協議会にまかせてあるわけでございますけれども、どうしても社会福祉協議会を通じてということであると実際なかなか直結していかないのでもうまくいっていないということもあるのではないかと思います。

そういう点で是非所長自ら実態について十分調査



をし、当然予算措置等をしなければならぬ問題も出てきますのでその点は市長に十分考慮をしていただきたいと思ひわけでございます。

○議長

(石川信義君)

以上で一般質問を終わります。

これより午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後一時 開議

○議長

(石川信義君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。お手元にご配付のとおり市民より請願書及び陳情書の提出がありました。議会運営委員会の了解を得ましたので本日の日程の最後に追加したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。よって請願書及び陳情書を追加日程とすることに決定いたしました。



議長（石川信義君） 日程第四議案第五十六号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に付いて提案理由の説明を求めます。

（税務課長 島田 猛君登壇）

○税務課長（島田 猛君） ただいま議題となっております議案第五十六号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由と改正条例の内容につきまして説明申しあげます。

本改正条例は地方税法の一部を改正する法律に基づきまして、去る五月二十四日市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をご提案申しあげて可決をいただきましたが、内容の一部をさらに補完するためにここにご提案申しあげた次第でございます。

改正内容は附則第十三条の土地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例に関



主電字前除



する用語の意義を定めた規定の中で、「次条及び附則第十八条」とありますのを「次条第二項」に、また「次条の『上昇率』」を「次条第一項の『上昇率』」に改めようとするものでございます。前段の「次条第一項」とは、附則第十四条の宅地等に対して賦課します昭和四十七年度までの各年度の固定資産税の特例を規定した条文中、前年度分の固定資産税の課税標準額の意義づけをさすもので、これは前年度の総額算定の基礎となった額のことでございます。また後段の「次条第二項の『上昇率』」と申しますのは、附則第十四条の宅地等にかかる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で除して得た数値をさしているものであります。これはいずれも評価額の急騰によりまして市民の税負担をやわらげるための特例についての内容の意義づけ補完をし整備するために改正しようとするものでございます。



なお附則は本改正条例の施行日と年度別適用を定め
たものでございます。

何とぞ慎重ご審議賜かりまして原案に対してご可決く
ださるようお願いいたしまして議案第五十六号の説明を
終ります。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

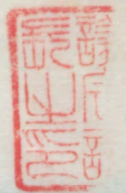
○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十六号について
は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されん
ことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おわかりいたします。ただいま石川繁治君か
ら所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論



を省略し原案どおり可決されたい旨の動議が提出されまし
たが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第
五十六号は原案どおり可決いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第五議案第五十七号議会の議員の

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例及び日程第六議案第五十八号福生市の一般職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例の二件は関連
がありますので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長 大野忠一君登壇）

○秘書職員課長（大野忠一君） 議案第五十七号議会の議員の
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例並びに議案第五十八号福生市の一般職員の給与に関す

る条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申しあげます。

提案理由にございますように期末手当の支給率の変更により本条例を整備する必要が生じたためでございますが、条文の内容といたしましては第五条につきましては期末手当が規定されております。その中で六月支給分は現行法では「百分の二百」でございますが、これに「百分の十」加えて「百分の二百十」に改めたいという内容でございます。それから一般職員の給与に関する条例の関係でございますが、この第十一條の二も期末手当の規定でございます。その中で六月分の期末手当は現行法では「百分の百八十」になっているわけでございますが、これも「百分の十」引き上げまして「百分の百九十」に改めたいという内容のものでございます。

附則については両案とも本年六月の支給分から適用いたしたいということでございます。



何とぞ慎重ご審議賜りまして原案どおりご決定くださるようお願い申しあげまして説明を終らせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終了します。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十七号及び五十八号については委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ござ

がい、手せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第五十七号及び五十八号は原案どおり可決いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第七議案第五十九号福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

秘書職員課長 大野忠一君登壇

○秘書職員課長（大野忠一君） 議案第五十九号福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由にございますように、国民の祝日に関する法律が本年四月十二日に公布されましたこと、それから職員の年次休暇の取扱いにつきまして各市が合わせてやっており

福生市議会

ます関係の整備をいたしたいという内容でございます。

それでは条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第七条は休日の規定でございまして、第三項を改めまして休日と勤務を要しない日が重複するとき——とあります。

が、休日とは国民の祝日のことをいっております。勤務を要しない日——とは日曜日をさしております。したがって国民の

祝日と日曜日が重なったときは本項第一号、第二号の取扱いをしようということでございます。第一号といたしましては日曜日が勤務を要しない日と重複したとき、その日に第一項に規定した

日が当たる場合にはその日の翌日とありますが、ちよつとややこしい書き方でございますけれども、その日——とは第一号にあり

ます国民の祝日でございまして、それが当たったときはその日の翌日ということですから日曜日であるというふうなことです。

第二号の四週間を通じ四日の割合で勤務を要しない日——とは体育館や福祉センターなどは日曜日に勤務しておりますのでそれらが該当いたします。それから日曜日以外の日

